

現場代理人の兼務に関する取扱いQ&A

Q1 特記仕様書を添付する対象工事の金額はいくらか。

A1 設計額（税込）4,500万円（建築一式工事の場合 9,000万円）未満の工事に添付します。

Q2 設計額(税込)4,500万円(建築一式工事の場合 9,000万円)以上でも兼務できる場合はあるか。

A2 「現場代理人の兼務に関する取扱い」1(2)のとおり、密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた場合に2件の工事で現場代理人を兼務できます。

Q3 2件とも契約済みの工事の場合は対象になるか。

A3 対象になります。発注者に協議してください。

Q4 当初設計額(税込)が4,500万円(建築一式工事の場合 9,000万円)未満で現場代理人の兼務が認められたが、変更契約で4,500万円(建築一式工事の場合 9,000万円)以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

A4 兼務が認められた工事については、その後、変更契約で対象金額以上となった場合においても、そのまま兼務が認められます。

なお、現場代理人が主任（監理）技術者を兼ねる場合、請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合 9,000万円）以上になると建設業法により専任の技術者の配置が必要となります。

Q5 岩手県と異なる兼務要件を持つ他発注者の工事と兼務できるか。

A5 本県取扱いの要件を全て満たす場合は兼務できます。

Q6 道路維持修繕等の業務委託と兼務できるか。

A6 維持修繕等の業務委託は、事故や災害による施設損傷があった場合に即時対応が求められることが多く、兼務の要件としている「一方の現場に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと」の履行が困難と思われることから、原則として兼務できません。

なお、業務委託の内容が兼務の要件を満足できると見込まれる場合は、個別に発注者（工事担当公所）に確認してください。

Q7 民間工事と兼務することは可能か。

A7 対象工事は公共工事に限ります。